

令和 3 年度 第 1 回

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会議事概要

令和 3 年 11 月 24 日（水）15：00～15：48

ホテルメルパルク広島 5 階「桜」

【出席者】

委員：石原委員，大野委員，金子委員，栗原委員，河野委員，佐々木委員，鈴木委員，
田房委員，徳貞委員，豊見委員，中山委員，花岡委員，松村委員，溝上委員，
山崎委員

広域連合：平谷広域連合長，道下事務局長，藤井事務局次長兼総務課長，
金築会計管理者兼会計課長，野田業務課長

【会議要旨】

1 開会

事務局から委員全員が出席しており，審議会が成立していることを報告

2 広域連合長挨拶

3 委員の紹介

事務局から各委員を紹介

4 事務局職員の紹介

5 運営審議会の概要の説明

6 議事

(1) 会長の選任について

花岡委員を会長に選任

(2) 副会長の選任について

松村委員を副会長に選任

(3) 会議の公開等について

会議を公開することを決定

発言は、会長の許可を得てから行うことを申合せ

会議録は要点筆記とし、発言者名は記載しないこと

(4) 諮問事項について

ア 広域連合長から運営審議会会長に対し、諮問書の受け渡し

イ [諮問事項]

令和4年度及び令和5年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

(ア) 諮問事項について事務局から説明

(イ) 質疑等

(委 員) 全国的に見て広島県の一人当たりの保険料の水準はどのような状況か。

(事務局) 令和2年度・3年度の保険料率については、令和3年度の確定賦課時における1人当たりの保険料額は73,878円で、全国では12番目に高い。1位は東京都の97,092円で、47位は岩手県の46,440円である。

内訳別では、均等割額が46,451円で、全国で26番目に高い。

1位の福岡県は55,687円で、47位の岩手県は38,000円である。

また、所得割率については、8.84%で、全国で26番目に高い。

1位の北海道は10.98%、47位の岩手県は7.36%である。

(委 員) 一部の方の医療費の窓口負担が1割から2割となり、医療費全体に占める負担割合が上がることにより、どの程度影響が出るのか。

また、負担割合が上がることによる受診抑制も見込まれているのか。

(事務局) 2割負担の導入によって保険料率は下がる見込みであるが、影響額については、国から今後の通知で具体的な計算方法等について示される見通しであり、その際の試算で見込むよう連絡がきているため、今回示した数値においては、その影響は見込んでおらず、試算もしていない。2割負担の対象者数については、厚生労働省から示された令和2年7月時点の試算によると、県内の被保険者約42万9千人のうち、約9万3千人(全被保険者の約22%)が該当する見込みとなっている。

また、国は受診抑制については考えていないと思われる。2割負担の導入は、あくまで現役世代の負担軽減のためだと考えている。

(委員) 予定保険料収納率はどのように見込んでいるのか。

また、保険料の納付が困難な被保険者に対する保険料免除の制度はあるのか。ある場合には、免除された保険料の金額は、保険料率の算定においてどこかに反映されているのか。

滞納された保険料について、納付があった場合には、どこに反映するのか。

(事務局) 予定保険料収納率については、令和2・3年度の保険料率算定に用いた数値は令和元年度の実績、令和4・5年度の99.6パーセントは、令和2年度の実績である。

収入の激減等による保険料免除の制度はあるが、今回の保険料率の算定にあたっては考慮していない。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免についても、被保険者が後期高齢者ということから、現役世代に比べ、収入が激減して保険料が払えなくなる方は極めて少ないため、考慮していない状況である。

滞納分の保険料は各市町で収納し、負担金として広域連合に納めることとなっている。

7 閉会

【諮問事項】

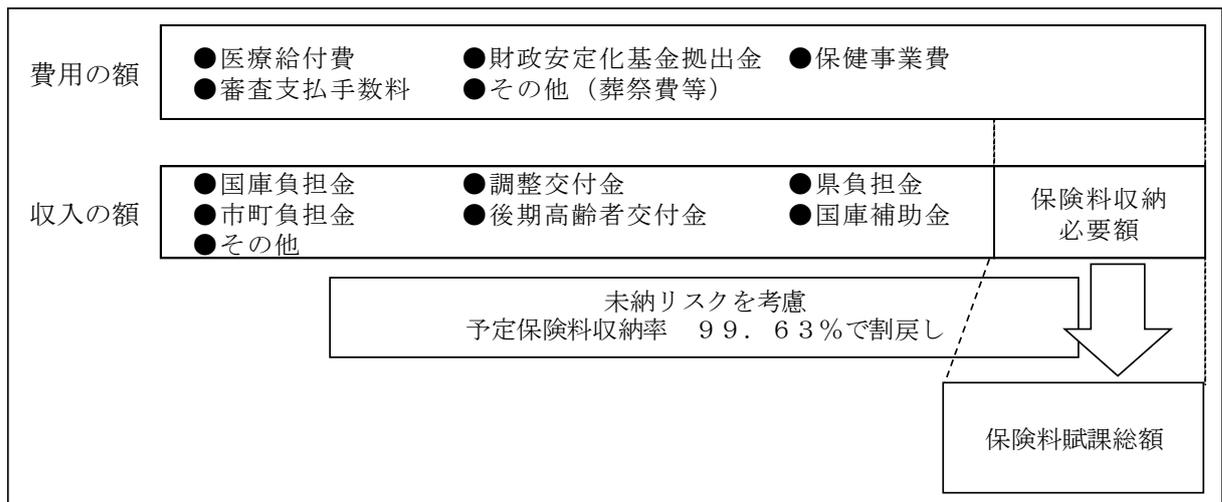
令和4年1月14日 第2回
広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会

令和4年度及び令和5年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

1 保険料率の算出方法

令和3年度の見込みに基づき、令和4・5年度における高齢者医療に係る収支を推計し、保険料賦課総額を算出する。

保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、保険料率を算出する。



$$\begin{aligned} & \text{保険料賦課総額} \times 50\% \div \text{被保険者数} = \text{均等割額} \\ & \text{保険料賦課総額} \times 50\% \div \text{被保険者の所得の総額} = \text{所得割率} \end{aligned}$$

賦課限度額 66万円

構成比

$$\text{均等割総額} : \text{所得割総額} = 1 : \text{所得係数 (広島県 0.9938)}$$

(注) 所得係数は、被保険者1人当たり所得額の全国平均を1としたときの広島県の数値。

2 保険料率算定の基礎数値等

(1) 被保険者数

令和3年度の被保険者数（推計値）及び令和4・5年度の年齢到達者等を広島県広域連合で調査して算定

区 分	対前年度伸び率	被保険者数
令和3年度	1.0%	431,000人
令和4年度	2.8%	443,000人
令和5年度	4.3%	462,000人
令和4・5年度 計		905,000人

(2) 医療給付費

令和2年度の医療給付費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度を大きく下回ったため、診療報酬改定の影響を受けない平成27年度、29年度及び令和元年度の一人当たり医療給付費の伸び率から、新型コロナウイルスの影響がなかったものと仮定して推計した。

令和3年度から5年度の医療給付費は、上記の伸び率に、令和4年度の診療報酬改定及び令和4年10月から導入される窓口2割負担の影響を考慮して算出した。

区 分	医療給付費 (年間総額)	一人当たり 医療給付費	一人当たり医療給付費 対前年度伸び率
令和2年度 ※()は実績値	417,878,964,808円 (398,460,618,938円)	979,224円 (933,721円)	1.4% (▲3.3%)
令和3年度	424,568,162,626円	985,077円	0.6%
令和4年度	430,642,702,201円	972,105円	▲1.3%
令和5年度	449,297,010,800円	972,504円	0.0%
令和4・5年度 計	879,939,713,001円		

(3) 予定保険料収納率

99.63% (令和2年度実績値)

(4) 後期高齢者負担率

世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、後期高齢者の負担割合を2年ごとに改定する。

11.72% (国の示す数値)

前回算定時(11.41%)と比べ、0.31ポイント(2.72%)の増加。

(※ 保険料負担 = 医療給付費 × 後期高齢者負担率)

(5) 賦課限度額

66万円 (国の制度改正に伴い変更。64万円から2万円増加)

3 剰余金の活用による保険料の増加抑制

令和3年度(決算見込み)までの剰余金100億円のうち、90億円を活用し、保険料の増加抑制を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等による不測の事態に備えるため、10億円を保留する。

4 保険料率の算出

(1) 保険料賦課総額

令和4・5年度の2年間の保険料賦課総額は、約830億円となる。

(単位：円)

区分		令和2・3年度	令和4・5年度
		現行料率 算定時の数値	広域連合独自推計 による算出額
費用の額 ： ①	医療給付費	846,918,951,199	879,939,713,001
	財政安定化基金拠出金	0	0
	特別高額医療費共同事業拠出金	233,726,411	377,061,178
	保健事業費	1,464,892,000	1,650,234,221
	審査支払手数料	1,692,976,000	1,806,605,850
	その他（葬祭費）	1,512,000,000	1,534,110,000
	合計	851,822,545,610	885,307,724,250
収入の額 ： ②	国庫負担金	204,095,536,340	212,844,609,986
	調整交付金	74,646,559,000	77,678,571,000
	県負担金	70,345,140,488	73,714,809,601
	市町負担金	66,875,197,926	69,564,900,191
	後期高齢者交付金	349,034,311,309	359,421,377,484
	特別高額医療費共同事業交付金	165,019,897	311,452,533
	国庫補助金	210,591,671	109,994,592
	剰余金	6,600,000,000	9,000,000,000
	財政安定化基金	0	0
	合計	771,972,356,631	802,645,715,387
保険料収納必要額…③＝①－②		79,850,188,979	82,662,008,863
予定保険料収納率（％）…④		99.53	99.63
賦課総額（③÷④）		80,227,257,087	82,968,994,141
〔伸び率〕		—	〔3.42%〕

(2) 保険料率（案）

令和4・5年度の保険料賦課総額をもとに、保険料率を算出する。

区分	現行保険料率	令和4・5年度 保険料率（案）	前回との比較
均等割額	46,451円 <50,290円>	45,840円 <50,831円>	▲611円
所得割率	8.84% <9.72%>	8.67% <9.80%>	▲0.17%
1人当たり賦課額 〔伸び率〕	92,899円 <100,577円>	91,678円 <101,660円>	▲1,221円 〔▲1.32%〕

※ < >の数値は剰余金活用前

<新保険料率による保険料額算出事例>

算出条件 (公的年金収入のみの単身世帯)	令和3年度	令和4・5年度	対前年度比	
	年間保険料額	年間保険料額	差額	伸び率
収入200万円 (所得90万円) の場合	78,708円	77,421円	▲ 1,287円	▲ 1.64 %
収入383万円 (所得259.75万円) の場合	238,058円	233,762円	▲ 4,296円	▲ 1.80 %
収入910万円 (所得719万円) の場合	640,000円 (超過額 4,035円)	631,932円	▲ 8,068円	▲ 1.26 %
収入1,000万円 (所得804.5万円) の場合	640,000円 (超過額 79,617円)	660,000円 (超過額 46,060円)	20,000円	3.13 %